

不動産登記法等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

(平成17年3月7日農林水産省令第18号)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和51年農林省令第36号)新旧対照表

改正(平成17年3月7日)後	旧
<p>(特定飼料等製造業者の登録の申請等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法第7条第3項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一~五 (略)</p> <p>六 法人にあつては、定款又は寄附行為及び<u>登記事項証明書</u>並びに役員の氏名及び略歴を記載した書面</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特定飼料等製造業者の登録の申請等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法第7条第3項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一~五 (略)</p> <p>六 法人にあつては、定款又は寄附行為及び<u>登記簿の謄本</u>並びに役員の氏名及び略歴を記載した書面</p> <p>3 (略)</p>
<p>(規格設定飼料製造業者の登録の申請等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 法第29条第3項において準用する法第7条第3項(法第29条第3項において準用する法第11条第2項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一~五 (略)</p> <p>六 法人にあつては、定款又は寄附行為及び<u>登記事項証明書</u>並びに役員の氏名及び略歴を記載した書面</p>	<p>(規格設定飼料製造業者の登録の申請等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 法第29条第3項において準用する法第7条第3項(法第29条第3項において準用する法第11条第2項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一~五 (略)</p> <p>六 法人にあつては、定款又は寄附行為及び<u>登記簿の謄本</u>並びに役員の氏名及び略歴を記載した書面</p>
<p>(登録検定機関の申請)</p> <p>第61条 法第27条の登録又はその更新をしようとする者は、申請書に次の書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一~五 (略)</p> <p>六 法人にあつては、次の事項を記載した書面</p> <p>イ 定款又は寄附行為及び<u>登記事項証明書</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>(登録検定機関の申請)</p> <p>第61条 法第27条の登録又はその更新をしようとする者は、申請書に次の書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一~五 (略)</p> <p>六 法人にあつては、次の事項を記載した書面</p> <p>イ 定款又は寄附行為及び<u>登記簿の謄本</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p>

附 則

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。